

八街市生活応援商品券配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市（以下「市」という。）において、エネルギー及び食料品等の物価高騰の影響を受けている市民等の支援を行うことを目的として、八街市生活応援商品券配布事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活応援商品券 前条に規定する目的を達成するため、市が発行する生活応援商品券(以下「商品券」という。)をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業所 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 商品券の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する市の住民基本台帳（以下「市の住民基本台帳」という。）に記録されている者
- (2) 基準日までに市に転入し、市長が別に定める日までに市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 基準日までに出生し、市長が別に定める日までに市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は交付対象者から除くものとする。

- (1) 基準日から市が商品券の交付の手続きをする日までに死亡した者

(2) 基準日から市が商品券の交付の手続きをする日までに転出した者

(商品券の発行)

第4条 市長は、この要綱に定めるところにより商品券を発行する。

2 商品券は、1枚当たり500円とし、交付対象者1人につき6枚(合計3,000円)を発行するものとする。

(商品券の交付等)

第5条 市長は、交付対象者に対し、商品券を交付する。

2 前項の交付は、交付対象者を世帯ごとにまとめて、交付対象者が属する世帯の世帯主宛に郵送する方法によって行う。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、別に定める方法により交付する。

4 前2項に規定する郵送等を行った結果、返戻があったときは、改めて郵送は行わず、令和8年9月30日まで保管するものとする。

5 返戻のあった商品券について、交付対象者又はその代理人が交付を希望するときは、令和8年9月30日までに市に申し出なければならない。

6 前項の規定により、交付対象者又はその代理人から商品券の交付の申し出があった場合、市長は交付対象者が本人又はその代理人であることを確認し、商品券を直接交付することができるものとする。

(商品券の保管)

第6条 交付対象者及び取扱事業所は、自己の責任において商品券を保管しなければならない。

2 前項の商品券の保管中に紛失、盗難、滅失の事故等が発生した場合は、当該商品券の保管者がその責を負うものとし、市長はその責めを一切負わないものとする。

(商品券の使用範囲)

第7条 商品券は、取扱事業所との間における特定取引においてのみ

使用することができる。

- 2 商品券の使用期限は、令和 8 年 9 月 3 0 日までとし、使用期限を経過した商品券は無効とする。
- 3 取扱事業所は、商品券のみを使用した額面以下の特定取引をした場合のつり銭は支払わないものとする。
- 4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできない。
- 5 商品券は、交付対象者又はその代理人に限り使用することができる。
- 6 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 出資、有価証券の購入、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代又は金融機関への預け入れ等の消費に当たらない取引
 - (2) 商品切手、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、電子マネー、宝くじ、パチンコ等の換金性があり、かつ広域的に流通しうるものを購入する取引
 - (3) たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ
 - (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する営業において提供される役務
 - (6) 取扱事業所が使用を不可とした商品
（取扱事業所の登録等）

第 8 条 市長は、取扱事業所を募集し、応募事業者を登録するものとする。ただし、取扱事業所として登録できる者は、次の各号に掲げる者を除いた市内に店舗、事業所等を有している事業者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行う者

(2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(取扱事業所の責務)

第9条 取扱事業所は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において、商品券の受取を拒まないこと。

(2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

(4) この要綱を遵守すること。

(5) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

2 市長は、取扱事業所が虚偽により登録を受けた場合又は前項に定める事項に反する行為を行った場合は、当該取扱事業所の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引において商品券が使用された場合は、取扱事業所に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 取扱事業所は、第7条第2項に規定する使用期限までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面金額での換金を申し出なければならない。

3 換金の方法は、原則、取扱事業所の預金口座への振込の方法により行うものとする。

4 取扱事業所は、令和8年5月13日から令和8年10月30日まで(郵送による場合は、当日消印を有効とする。)の間に、換金の手続をし、期限を経過した商品券は、無効とする。

(商品券に関する周知)

第11条 市長は、商品券事業の実施に当たり、当該事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

(事業の委託)

第12条 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認める事業者(以下「受託事業者」という。)に委託して行うものとする。

2 受託事業者は、この事業の目的を達成するため、市と緊密な連携を図り、この事業の円滑な運営に努めなければならない。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、商品券の交付後であっても、商品券を交付された者が交付対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを把握したときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 返還対象者が商品券を使用する前である場合は、返還対象者に商品券の返還を求める。

(2) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月30日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。